

青森県報

号外第八十三号

平成二十一年
十二月十六日
(水曜日)

目 次

青森県情報公開・個人情報保護審査会条例	二
青森県地域医療再生臨時特例基金条例	八
青森県医療施設耐震化臨時特例基金条例	九
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例	二
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	三
青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	一九
特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	一九

(総務学事課)

(医療薬務課)

(人事課)

青森県情報公開・個人情報保護審査会条例をここに公布する。

平成二十一年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第九十号

青森県情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第一条 青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第十七条第一項並びに青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第三十六条第一項、第四十一条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第四十三条第二項及び第四十六条第三項の規定による諮問に応じて調査審議を行わせるほか、知事の諮問に応じて情報公開制度及び個人情報の保護制度の運営に関する重要事項を調査審議させるため、青森県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内をもって組織し、その委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第二条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査権限)

第四条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（青森県情報公開条例第十七条第一項の規定により審査会に諮問をした同条例第二条第一号に規定する実施機関及び青森県個人情報保護条例第三十六条第一項の規定により審査会に諮問をした同条例第二条第二号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、青森県情報公開条例第十二条第一項に規定する開示決定等に係る行政文書（同条例第二条第二号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）又は青森県個人情報保護条例第十七条第一項、第三十条第一項若しくは第三十五条の二に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第二条第五号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、青森県情報公開条例第十二条第一項に規定する開示決定等に係る行政文書に記録されている情報又は青森県個人情報保護条例第十七条第一項、第三十条第一項若しくは第三十五条の二に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよ

つ求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見若しくは説明又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第五条 審査会は、不服申立人等から申出があつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えるよう努めるものとする。

2 前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた不服申立人又は参加人は、あらかじめ審査会が定めた人数の範囲内において、補佐人とともに出頭することができる。

3 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第六条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第四条第一項の規定により提示された行政文書又は保有個人情報閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は前条第一項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料等の写しの送付）

第七条 審査会は、第四条第三項若しくは第四項又は第五条第三項の規定により不服申立人等から資料又は意見書の提出があつたときは、第三者の利益を害するおそれがあると認める場合その他正当な理由がある場合を除き、不服申立人等（当該資料又は意見書を提出した者を除く。）に対し、当

該資料又は意見書の写しを送付しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第八条 審査会を行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が認めるときは、公開することができる。

(答申書の送付等)

第九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第十条 委員又は委員であつた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会長への委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

(罰則)

第十二条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年一月三十一日から施行する。

(青森県情報公開条例の一部改正)

2 青森県情報公開条例の一部を次のように改正する。

「第二章 行政文書の開示等

第一節 行政文書の開示（第五条 第十七条）

目次中 第二節 青森県情報公開審査会（第十八条 第二十七条）を「第二章 行政文書の開示等（第五条 第二十一条）」に改める。

第三節 雑則（第二十八条 第三十一条）

第三章 雑則（第二十二条 第二十四条）

第三章 雑則（第三十二条 第三十五条）

第二章第一節の節名を削る。

第十七条第一項中「青森県情報公開審査会」を「青森県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条第二項中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削り、同条第三項中「諮問実施機関」を「第一項の規定により諮問をした実施機関」に改める。

第二章第二節を削る。

第二章第三節の節名を削り、第二十八条を第十八条とし、第二十九条から第三十一条までを十条ずつ繰り上げる。

第三章中第三十二条を第二十二条とし、第三十三条を第二十三条とし、第三十四条を第二十四条とする。

第三十五条を削る。

（青森県個人情報保護条例の一部改正）

3 青森県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

「第四章 青森県個人情報保護審査会（第四十八条 第五十七条）」

「第四章 雑則（第四十八条 第五十条）」

目次中 第五章 雑則（第五十八条 第六十条）

第五章 雑則（第五十一条 第五十五条）」に改める。

第六章 罰則（第六十一条 第六十六条）」

第三十六条第一項中「青森県個人情報保護審査会」を「青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」に改め、同条第二項

中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削り、同条第三項中「諮問実施機関」を「第一項の規定により諮問をした実施機関」に改める。

第四十一条第二項、第四十三条第二項及び第四十六条第三項中「青森県個人情報保護審査会」を「審査会」に改める。
第四章を削る。

第五章中第五十八条を第四十八条とし、第五十九条を第四十九条とし、第六十条を第五十条とし、同章を第四章とする。

第六章中第六十一条を第五十一条とし、第六十二条を第五十二条とし、第六十三条を第五十三条とする。

第六十四条を削る。

第六十五条中「第六十一条から第六十三条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十四条とし、第六十六条を第五十五条とし、第六章を第五章とする。

(青森県情報公開条例の一部改正等に伴う経過措置)

4 この条例の施行前に附則第二項の規定による改正前の青森県情報公開条例第十八条第一項に規定する青森県情報公開審査会(以下「情報公開審査会」という。)又は前項の規定による改正前の青森県個人情報保護条例第四十八条第一項に規定する青森県個人情報保護審査会(以下「個人情報保護審査会」という。)にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について情報公開審査会及び個人情報保護審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

5 情報公開審査会又は個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第二項及び第三項の規定の施行後も、なお従前の例による。

6 附則第二項及び第三項の規定の施行前にした行為並びに前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(青森県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

7 青森県住民基本台帳法施行条例（平成十四年七月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第四十八条第一項」を「青森県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成二十一年十二月青森県条例第九十号）第一条」に、「青森県個人情報保護審査会」を「青森県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

青森県地域医療再生臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年十二月十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第九十一号

青森県地域医療再生臨時特例基金条例

（設置）

第一条 県が国から交付を受ける地域医療再生臨時特例交付金により、地域における医療に係る課題の解決を図るための事業（以下「地域医療再生事業」という。）に要する経費及び地域医療再生事業を行う者に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県地域医療再生臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける地域医療再生臨時特例交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、地域医療再生事業に要する経費及び地域医療再生事業を行う者に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県医療施設耐震化臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年十二月十六日

青森県条例第九十二号

青森県医療施設耐震化臨時特例基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける医療施設耐震化臨時特例交付金により、災害拠点病院等の耐震化のための事業を行う者に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県医療施設耐震化臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける医療施設耐震化臨時特例交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、災害拠点病院等の耐震化のための事業を行う者に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用す

ることができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第九十三号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「青森県介護保険審査会」の下に、「青森県救急搬送受入協議会」を加える。

別表第二青森県国民保護協議会の項の次に次のように加える。

青森県救急搬	消防法（昭和二十三年法律第	会長	消防法の規定によ	二十人以上	二年	委員の互選
--------	---------------	----	----------	-------	----	-------

<p>送受入協議会</p>	<p>百八十六号)第三十五条の五第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの実施に関する基準の策定及び変更について意見を答申し、同法第三十五条の八第一項の規定により当該基準に関する協議並びに当該基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に係る連絡調整を行い、同条第三項の規定により関係行政機関に協力を求め、並びに同条第四項の規定により知事に当該基準並びに傷病者の搬送及び受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べる</p>
<p>委員</p>	<p>る。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第九十四号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「許可（）」の下に「同条第三項の規定によりするもの及び」を加え、同項第二号中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同項第三号中「第八十三条」を「第五十条」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項第一号中「第二十条第一項」を

「第十八条第一項」に改め、同項第二号中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同項第三号中「第八十三条」を「第五十条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削り、同条第六項第三号中「第八十三条の二」を「第五十一条第一項」に改め、同項第四号中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同項第五号中「第八十三条」を「第五十条」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十八条第六号中「において準用する高齢者居住安定確保法第七条第二項」を削り、同条に次の一号を加える。

八 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十八号）附則第二条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の申請の受理に関すること。

第二条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十六条」に、「第十六条 第十八条」を「第十七条 第十九条」に、「第十九条 第四十六条」を「第二十条 第四十九条」に改める。

第四十六条を第四十九条とし、第四十三条から第四十五条までを三条ずつ繰り下げる。

第四十二条中「六戸町」の下に「東通村」を加え、同条を第四十五条とし、第三十九条から第四十一条までを三条ずつ繰り下げる。

第三十八条中「及び風間浦村」を「風間浦村及び階上町」に改め、同条第一号中「登録」を「登録及び」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、「を含む。」を削り、同条中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「及び同条第二項」を「同条第二項の規定による必要な措置の指示及び同条第三項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号中「による」の下に「報告の徴収並びに」を加え、同条を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 高齢者居住安定確保法第六条第三項（高齢者居住安定確保法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の通知に関すること。

第三十八条を第四十一条とし、第三十七条を第三十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定非営利活動促進法等に基づく事務）

第四十条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）及び青森県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年十月青森県条例第四十五号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、むつ市又はつがる市の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人（二以上の市町村の区域内に事務所を設置するものを除く。）に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。

一 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による設立の認証並びに同条第二項の規定による公告及び縦覧に関すること。

二 特定非営利活動促進法第十二条第三項の規定による不認証の決定の通知に関すること。

三 特定非営利活動促進法第十三条第二項（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理に関すること。

四 特定非営利活動促進法第十七条の三の規定による仮理事の選任に関すること。

五 特定非営利活動促進法第十七条の四の規定による特別代理人の選任に関すること。

六 特定非営利活動促進法第十八条第三号の規定による報告の受理に関すること。

七 特定非営利活動促進法第二十三条第一項の規定による役員の名並びに住所及び居所の変更の届出の受理に関すること。

八 特定非営利活動促進法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告及び縦覧、同法第二十五条第五項において準用する同法第十二条第三項の規定による不認証の決定の通知並びに同法第二十五条第六項の規定による軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理に関すること。

九 特定非営利活動促進法第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の受理並びに同条第二項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の閲覧に関すること。

十 特定非営利活動促進法第三十一条第二項の規定による解散の認定及び同条第四項の規定による解散の届出の受理に関すること。

十一 特定非営利活動促進法第三十一条の八の規定による清算人の氏名及び住所の届出の受理に関すること。

十二 特定非営利活動促進法第三十二条第二項の規定による残余財産の譲渡の認証に関すること。

十三 特定非営利活動促進法第三十二条の三の規定による清算終了の届出の受理に関すること。

十四 特定非営利活動促進法第三十四条第三項の規定による合併の認証、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告及び縦覧並びに同法第三十四条第五項において準用する同法第十二条第三項の規定による不認証の決定の通知に関すること。

十五 特定非営利活動促進法第四十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

十六 特定非営利活動促進法第四十二条の規定による改善の命令に関すること。

十七 特定非営利活動促進法第四十三条第一項及び第二項の規定による設立の認証の取消し並びに同条第四項の規定による書面の交付に関すること。

と。

十八 特定非営利活動促進法第四十三条の二（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関する事

十九 特定非営利活動促進法第四十三条の三（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の受理に関する事

二十 青森県特定非営利活動促進法施行条例第五条第二項の規定による書類の受理に関する事

第三十六条を第三十八条とする。

第三十五条第一号中「許可」の下に「及び同条第七項の規定による開発行為の協議」を加え、同条を第三十七条とする。

第二十四条中「黒石市」の下に「五所川原市、三沢市」を、「東北町」の下に「六ヶ所村」を加え、同条を第三十六条とし、第三十条から第

三十三条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十九条第二項中「六戸町」の下に「東通村」を加え、同条を第三十一条とし、第二十六条から第二十八条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十五条第一項を削り、同条第二項中「六ヶ所村」の下に「おいらせ町」を、「五戸町」の下に「田子町」を加え、同項を同条第一項とし、

同条第三項中「八戸市」の下に「西目屋村」を加え、同項第一号中「こと」を「この許可（当該市町村が農地を農地以外のものにする事

に係るものを除く。）及び同条第五項の規定による農地を農地以外のものにする事との協議に関する事」に改め、「を除く。」の許可（当該市町

村が農地を農地以外のものにする事）及び「に関する事」を削り、同項第二号中「移転」を「移転の許可（当該市町村が当事者であるものに

係るものを除く。）並びに同条第四項の規定による農地及び採草放牧地のこれらの権利の取得の協議に関する事」に改め、「を除く。」の許可

（当該市町村が当事者であるもの）及び「に関する事」を削り、同項第三号中「命令」の下に「同条第三項の規定による原状回復等の措置及び

これに係る公告並びに同条第四項の規定による当該原状回復等の措置に係る費用の負担」を加え、同項を同条第二項とし、同条を第二十七条とし、

第二十四条を第二十六条とする。

第二十三条中「五戸町」の下に「南部町」を加え、同条を第二十五条とし、第二十二條を第二十四條とする。

第二十一条第四号から第六号までの規定中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十条中「東北町」の下に「おいらせ町」を加え、同条を第二十二條とし、第十九條を第二十條とし、同條の次に次の一條を加える。

(地方自治法に基づく事務)

第二十一条 地方自治法第二百九十六條の五第二項の規定による財産区の財産及び公の施設の処分及び廃止の同意に関する事務は、財産区のある各市町村が処理することとする。

第三章中第十八條を第十九條とし、第十七條を第十八條とし、第十六條を第十七條とする。

第二章中第十五條を第十六條とし、第七條から第十四條までを一條ずつ繰り下げ、第六條の次に次の一條を加える。

(農地法に基づく事務)

第七條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村が処理することとする。

- 一 農地法第三条第一項の規定による農地及び採草放牧地の所有権の移転並びに地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権並びにその他の使用及び収益を目的とする権利の設定及び移転の許可(当該市町村によるこれらの権利の取得に係るものを除く。)に関すること。
- 二 前号に掲げる事務に係る農地法第三条の二第一項の規定による必要な措置の勧告及び同条第二項の規定による許可の取消しに関すること。
- 三 前二号に掲げる事務に係る農地法第四十九条第一項の規定による調査、測量並びに物件の除去及び移転に関すること。
- 四 第一号及び第二号に掲げる事務に係る農地法第五十条の規定による報告の徴取に関すること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中第三十八条の改正規定及び次項の規定は公布の日から、第一条中第二十五条の改正規定は規則で定める日から、第二条中第三十八条の改正規定（「及び風間浦村」を「風間浦村及び階上町」に改める部分を除く。）は同年五月十九日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第三十八条に規定する事務（同条第八号に係るものに限る。）に関して、第一条中第三十八条の改正規定の施行の日前において知事がした申請の受理は、同日以後において当該事務を管理し及び執行することとなる市町村の長がした申請の受理とみなす。

3 第二条の規定による改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（第七条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十七条、第三十一条、第三十六条、第三十七条、第四十条、第四十一条及び第四十五条に規定する事務に関して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為及び次項の規定により知事がした処分その他の行為は、同日以後において当該事務を管理し及び執行することとなる市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

4 前項に規定する事務（改正後の条例第四十一条に規定する事務を除く。）に関して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

（青森県都市計画法施行条例の一部改正）

5 青森県都市計画法施行条例（平成十五年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四条及び第五条中「黒石市」の下に「、五所川原市、三沢市」を、「東北町」の下に「、六ヶ所村」を加える。

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第九十五号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「青森県公立学校」を「青森県立学校」に改め、同号を同条第二号とする。

第十六条中「第四十六条及び第四十六条の二（船員である職員に関する部分に限る。）」を「及び第四十六条」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

2 改正後の青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第二条及び第十六条の規定は、平成二十二年一月一日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員について適用する。

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第九十六号

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十四号を第八十五号とし、第二十七号から第八十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 救急搬送受入協議会委員

第五条中「第八十三号」を「第八十四号」に改める。

第十一条中「第一条第八十四号」を「第一条第八十五号」に改める。

別表第二国民保護協議会委員の項の次に次のように加える。

救急搬送受入協議会委員	同	九、八〇〇円
-------------	---	--------

第二条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中第二十二号を削り、第二十一号を第二十二号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 情報公開・個人情報保護審査会委員

第一条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第八十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条中「第八十四号」を「第八十三号」に改める。

第十一条中「第一条第八十五号」を「第一条第八十四号」に改める。

別表第二公益認定等審議会委員の項の次に次のように加える。

別表第二情報公開審査会委員の項及び個人情報保護審査会委員の項を削る。

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十四号を第八十五号とし、第二十七号から第八十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 救急搬送受入協議会委員

第三条第一項中「第八十三号」を「第八十四号」に改める。

第四条中「第一条第八十四号」を「第一条第八十五号」に改める。

別表第三中「国民保護協議会委員」を「国民保護協議会委員
救急搬送受入協議会委員」に改める。

第四条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中第二十二号を削り、第二十一号を第二十二号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 情報公開・個人情報保護審査会委員

第一条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第八十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「第八十四号」を「第八十三号」に改める。

第四条中「第一条第八十五号」を「第一条第八十四号」に改める。

別表第三中「公益認定等審議会委員」を「公益認定等審議会委員
情報公開・個人情報保護審査会委員」に改め、「情報公開審査会委員
個人情報保護審査会委員」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十二年一月三十一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭